

請書の読み替えについて

文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例第24号）を令和7年4月1日以後に締結する公契約から適用するに当たり、改正前約款を用いて書類の取り交わしを行った、令和7年度契約の請書の契約条項について、下記の対照表のとおり読み替えるものとします。

改 正 後	現 行
文京区長を甲とし、供給者、請負者又は受託者を乙として、表記金額で物品購入、印刷製本、委託、賃貸借、修繕、工事等を行うため、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 第1条 乙は、別紙の仕様書、図面又は内訳書（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の物品、印刷製本、委託業務、賃貸、修繕、工事等を、表記の金額をもって、表記の納期又は工期（以下「期限」という。）までに、表記の指定場所において納入又は履行（以下「業務」という。）を完了しなければならない。 2 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等品以上の品質のものを納入しなければならない。 3 乙は、印刷製本を請け負う場合において、印刷物のために使用する材料のうち、乙が調達するものについて、仕様書等にその品質、銘柄等が明示されていないときは、中等以上の品質、銘柄等であるものを使用しなければならない。 4 乙は、この契約を履行する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。 <u>第2条 乙は、印刷製本、委託及び派遣の契約について、業務の全部又は主要な部分を、一括して第三者に委託してはならない。</u> <u>2 乙は、業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。</u> 第3条 甲は、乙から納品書、確認書若しくは完了届の提出又は業務完了の届出があったときは、その日から起算して工事の場合は14日以内、その他の場合は10日以内に検査を行うものとする。 2 甲は、前項の検査を行う場合において必要があるときは、乙に対し、その理由を通知して、甲が自ら又は第三者に委託して当該検査に係る物品又は印刷物を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。 3 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形し、又は消耗毀損した物品又は印刷物に係る損失は、全て乙の負担とする。 第4条 物品購入及び印刷製本の場合において、所有権は、	文京区長を甲とし、供給者、請負者又は受託者を乙として、表記金額で物品購入、印刷製本、委託、賃貸借、修繕、工事等を行うため、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 第1条 乙は、別紙の仕様書、図面又は内訳書（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の物品、印刷製本、委託業務、賃貸、修繕、工事等を、表記の金額をもって、表記の納期又は工期（以下「期限」という。）までに、表記の指定場所において納入又は履行（以下「業務」という。）を完了しなければならない。 2 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等品以上の品質のものを納入しなければならない。 3 乙は、印刷製本を請け負う場合において、印刷物のために使用する材料のうち、乙が調達するものについて、仕様書等にその品質、銘柄等が明示されていないときは、中等以上の品質、銘柄等であるものを使用しなければならない。 4 乙は、この契約を履行する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。 <u>第2条（新設）</u> 第2条 甲は、乙から納品書、確認書若しくは完了届の提出又は業務完了の届出があったときは、その日から起算して工事の場合は14日以内、その他の場合は10日以内に検査を行うものとする。 2 甲は、前項の検査を行う場合において必要があるときは、乙に対し、その理由を通知して、甲が自ら又は第三者に委託して当該検査に係る物品又は印刷物を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。 3 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形し、又は消耗毀損した物品又は印刷物に係る損失は、全て乙の負担とする。 第3条 物品購入及び印刷製本の場合において、所有権は、

前条第1項の検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとする。 第5条 物品購入又は印刷製本の場合において、乙は、納入した物品又は印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、修補又は代替物の引渡し等による履行の追完又は損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りでない。 第5条の2 工事の場合において、甲は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。 第6条 工事の場合において、甲は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 2 前項の規定にかかわらず、木造の建物等の建設工事請負契約及び設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。ただし、本文に規定する検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ち	前条第1項の検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとする。 第4条 物品購入又は印刷製本の場合において、乙は、納入した物品又は印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、修補又は代替物の引渡し等による履行の追完又は損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りでない。 第4条の2 工事の場合において、甲は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、乙は履行の追完を請求することはできない。 第5条 工事の場合において、甲は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 2 前項の規定にかかわらず、木造の建物等の建設工事請負契約及び設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。ただし、本文に規定する検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ち
---	---

に乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 <u>第7条 甲は、期限までに業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがあると認めたときは、期限を延長することができる。</u> <u>2 甲は、前項に規定する期限の延長に当たり、期限までに業務を完了することができないことについて乙の責めに帰すべき事由があると認めたときは、遅延違約金を徴収するものとする。</u> <u>3 前項の遅延違約金の額は、期限の翌日から当該業務が完了した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあつては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下この条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。</u> <u>4 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。</u> <u>5 第2項の遅延違約金は、第18条の規定による違約金又は第20条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。</u> 第8条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りでない。 第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。 2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定める。 第10条 甲は、乙の業務が完了し、第3条第1項の検査に合格した後に、契約代金を支払うものとする。ただし、委託又は賃貸借の場合において、業務が長期にわたるときは、出	に乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 <u>第7条 （新設）</u> 第6条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りでない。 第7条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。 2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定める。 第8条 甲は、乙の業務が完了し、第2条第1項の検査に合格した後に、契約代金を支払うものとする。ただし、委託又は賃貸借の場合において、業務が長期にわたるときは、出来
---	--

来形部分に対し毎月又は別に定める期日に代金の一部を支払うことができる。 2 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。 3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して工事の場合は40日、その他の場合は30日以内に代金を支払わなければならない。 4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、<u>閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u>）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、<u>遅延利息金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。</u>）を遅延利息金として支払うものとする。 <u>第11条</u> 甲は、必要があると認めたときは、次条又は第13条の規定によるほか、乙と協議の上、この契約を解除することができる。 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、<u>甲乙協議の上定める。</u> <u>第12条</u> 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 (1) 乙が期限までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。 (2) 正当な理由がなく、<u>第5条及び第5条の2</u>の履行の追完がなされないとき。 (3) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。 <u>第13条</u> 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。 (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の検査の実施に当たり、正当な理由がなく職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。 (3) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。 (4) この契約に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に	形部分に対し毎月又は別に定める期日に代金の一部を支払うことができる。 2 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。 3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して工事の場合は40日、その他の場合は30日以内に代金を支払わなければならない。 4 <u>（新設）</u> <u>第9条</u> 甲は、必要があると認めたときは、次条又は第11条の規定によるほか、乙と協議の上、この契約を解除することができる。 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、<u>甲乙協議の上定める。</u> <u>第10条</u> 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 (1) 乙が期限までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。 (2) 正当な理由がなく、<u>第4条及び第4条の2</u>の履行の追完がなされないとき。 (3) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。 <u>第11条</u> 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。 (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の検査の実施に当たり、正当な理由がなく職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。 (3) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。 (4) この契約に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に
--	--

規定する納付命令)が確定したとき。 (5) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条に規定する刑が確定したとき。 (6) 乙が第15条又は第16条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。 第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 第15条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 第9条第1項の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。 (2) 第9条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。 第17条 第15条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、次項に該当する場合を除き、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</u> (1) <u>第12条又は第13条の規定により契約を解除した場合</u> (2) <u>乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合</u> 2 <u>次に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当する場合とみなす。</u> (1) <u>乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u> (2) <u>乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u> (3) <u>乙について再生手続開始の決定があった場合において、</u>	規定する納付命令)が確定したとき。 (5) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条に規定する刑が確定したとき。 (6) 乙が第13条又は第14条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。 第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1) 第7条第1項の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。 (2) 第7条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。 第15条 第13条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 第16条 甲は、第10条又は第11条の規定により、<u>この契約が解除された場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u> 2 <u>第10条又は第11条の規定により契約を解除した場合においては、前項の損害賠償に代え、契約保証金を甲に帰属させるものとし、契約保証金の納付がないとき又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額又はこれに不足する額を甲に納付しなければならない。</u> 3 <u>甲は、乙が第11条第3号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、前2項の規定を適用しないことができる。</u> 4 <u>甲は、乙の責めに帰すべき理由により期限までに業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に業務を完了する見込みのあるときは、乙から遅延違約金を徴収して期限を延長することができる。</u> 5 <u>前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から当該業務が完了した日までの日数に応じ、契約金額(単価契約にあっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相</u>
---	---

<u>民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等</u> <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、履行の一部が第 3 条の検査に合格した時は、第 1 項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。</u> <u>4 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。</u> <u>5 甲は、乙が第 1 3 条第 3 号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、前 4 項の規定を適用しないことができる。</u> <u>6 第 1 項の違約金は、第 2 0 条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。</u> <u>第 1 9 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第 1 5 条又は第 1 6 条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u> <u>(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u> <u>第 2 0 条 乙は、この契約に関して、第 1 3 条第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を支払わなければならないものとし、この契約を履行した後も同様とする。ただし、同号に該当する場合において、乙の刑法第 1 9 8 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲が超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。</u> <u>第 2 1 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者</u>	<u>当額。以下この条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号。以下「遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（その額が 1 0 0 円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に 1 0 0 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。</u> <u>6 乙が第 1 1 条第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号のうち、乙の刑法第 1 9 8 条に定める刑が確定したときは、この限りでない。</u> <u>第 1 7 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第 1 3 条又は第 1 4 条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u> <u>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u> <u>2 第 8 条第 3 項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、乙は、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、支払金額に遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（その額が 1 0 0 円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に 1 0 0 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）を遅延利息金として甲に請求することができる。</u> <u>第 2 0 条 （新設）</u> <u>第 1 8 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者</u>
--	--

に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。 第22条 甲は、この契約から乙に対する金銭債権が生じたときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足が生じるときは、更に追徴する。 第23条 税法の改正により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。 第24条 この契約条項に記載する事項以外の事項については、文京区標準契約約款の定めによることとする。 2 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項及び文京区標準契約約款に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。 個人情報の保護に関する特記事項 (個人情報等の保護) 第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。 （定義） 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。 (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （秘密の保持） 第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。 （目的外利用等の禁止） 第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 （作業場所の報告） 第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所	に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。 第19条 甲は、この契約から乙に対する金銭債権が生じたときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足が生じるときは、更に追徴する。 第20条 税法の改正により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。 第21条 この契約条項に記載する事項以外の事項については、文京区標準契約約款の定めによることとする。 2 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項及び文京区標準契約約款に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。 個人情報の保護に関する特記事項 (個人情報等の保護) 第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。 （定義） 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。 (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （秘密の保持） 第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。 （目的外利用等の禁止） 第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 （作業場所の報告） 第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所
--	--

(以下「作業場所」という。)を定めなければならない。 2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。 (規定の整備) 第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。 (管理責任者等の報告) 第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び作業従事者を定めなければならない。 2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。 3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。 4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。 5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。 (教育の実施) 第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。 (再委託) 第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。 2 乙は、再委託することが必要なときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。 3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 (持出しの禁止) 第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。 (複写又は複製の禁止) 第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。 (授受及び保管) 第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。	(以下「作業場所」という。)を定めなければならない。 2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。 (規定の整備) 第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。 (管理責任者等の報告) 第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び作業従事者を定めなければならない。 2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。 3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。 4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。 5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。 (教育の実施) 第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。 (再委託) 第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。 2 乙は、再委託することが必要なときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。 3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 (持出しの禁止) 第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。 (複写又は複製の禁止) 第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。 (授受及び保管) 第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。
--	---

(個人情報等の返還及び廃棄) 第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。 2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。 (立入調査) 第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。 (報告義務) 第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。 3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。 (公表、損害賠償及び契約解除) 第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。 2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。 3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。 契約における暴力団等排除措置に関する特記事項 (略)	(個人情報等の返還及び廃棄) 第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。 2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面により甲に報告しなければならない。 (立入調査) 第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。 (報告義務) 第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。 3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。 (公表、損害賠償及び契約解除) 第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。 2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。 3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。 契約における暴力団等排除措置に関する特記事項 (略)
--	---